

平成21年度 事務事業評価シート（平成20年度実績分）

事務事業名	建築確認・検査業務		部課コード	1713	予算事業科目	010801010303	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	都市整備部	部長名(2次評価者)	橋詰 辰男		個別事務	一部	010801010303	-	101	
	担当部署	建築指導課	所属長名(1次評価者)	田原 恒男					-		
	電話番号	088-823-9470	E-mail	kc-171300@city.kochi.lg.jp					-		

1 事業の位置付け

予算科目(平成20年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	目標	01 A新しい価値を創造発信する都市	政策基本方針	創意工夫と活力に満ちた交流拠点にふさわしい都市空間の創出に向けて、求心力のある都市中心核の形成を図るとともに、良好な市街地の形成に努めます。						
款	08 土木費	政策	01 にぎわいの都市空間整備								
項	01 土木管理費	施策	05 その他の都市空間整備								
目	01 土木総務費	区分	01 その他の都市空間整備								

2 事業の根拠

法律・政令・省令	建築基準法第6条	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等		
その他(計画、覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	高知市内に建築等する者			
意図	どのような状態にしていけるのか	法定期限内の円滑な確認・検査手続き			
手段	事業実施体制等	研修等による建築確認等の審査能力及び建築指導能力の維持・向上	事業開始年度	昭和47年度	
			事業終了年度		
活動内容	どのような事業活動を行うのか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に担当者会を行い、意見交換を通じ質疑、懸案事項の解決を図ることにより法解釈の理解を深めると共に統一運用を図る。 ・ 全国、中四国等の行政会議を通じ国の動向や他行政庁の運用状況の情報収集に努める。 			
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方		
	A	法定期限内に処理できた件数の割合	申請件数に対する法定期間内に処理できた件数の割合		
	B				
	C				

4 事業の実績等

			18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	法定期限内に処理できた件数の割合	目標 100%	100%	100%	100%		
			実績 95%	95%	95%			
	B		目標					
			実績					
	C		目標					
			実績					
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)						
		財源内訳	国費 (千円)					
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)	0	0	0		0
	翌年度への繰越額 (千円)	0	0	0	0			
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	78,000	78,000	88,500			
		正規職員 (千円)	78,000	78,000	88,500			
		その他 (千円)						
		人役数 (人)	10.40	10.40	11.80			
		正規職員 (人)	10.40	10.40	11.80			
		その他 (人)						
		総コスト=①+② (千円)	78,000	78,000	88,500			
		市民1人当たりコスト (円)	238	228	260			
年度末住民基本台帳人数 (人)	327,310	341,544	340,695	総コスト/年度末人口				

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

法改正(H19.6)による混乱も落ち着き順調な事務執行が行われている。緻密な審査が問われる中、特に7日期限の物件について、消防同意、他課合議等に日数をとられ期限の遵守が厳しい場合もある。今後法改正(審査・検査の特例廃止)が行われる予定となっており状況は更に厳しくなる。

6 1次評価(所属長評価)

評価日(平成21年 9月 1日)

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明	
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく B (3) 一部結びつく C (1) あまり結びつかない D (0) 結びつかない	A	4.0	本事務は、建築基準法に基づく法定事務であり、法の目的とする「生命、健康、財産の保護を図り公共の福祉の増進に資する」は、市長マニフェストの「安心・安全のまちづくり」に合致する。法改正時の混乱は落ち着き一定回復したが、経済状況によると思われるが申請件数は横ばいとなっている。	
	② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ(需要量)の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している B (3) 横ばいである C (1) 少ない、減少している D (0) ほとんどない				B
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している B (3) 概ね達成している C (1) あまり順調ではない D (0) 十分な成果を望めない	B	4.0		建築基準関係規定について他課合議によるチェック等に日数を要する場合には期限遵守が厳しい時もあるが概ね達成している。また、定期に担当者間の協議や行政会議の情報収集も行っており手法・活動内容は妥当である。
	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である B (3) 概ね妥当である C (1) 検討の余地がある D (0) 見直しが必要である	A			
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない B (3) 行政主体が望ましい C (1) 検討の余地はある D (0) 十分可能である	A	5.0	平成10年の法改正により確認・検査業務は民間機関においてもできるようになった。また、許可業務・関係法令による届出等と密接な関係がある場合もあり、連携をとり円滑な事務の執行が行われている。	
	⑥ [事業統合・連携・コスト削減の可能性] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない B (3) 概ね効率的にできている C (1) 検討の余地がある D (0) 十分可能である	A			
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い B (3) 概ね保たれている C (1) 偏っている D (0) 公平性を欠いている	A	5.0		本事務は、建築等する者の申請により行われ申請者が誰であるかは関係なく、また、審査においても判断に苦慮する場合は担当者間において協議・調整を行っており公平性は高い。手数料は申請者負担であり、法定義務により発生することから法の目的、県や他行政庁の状況から適正であると判断している。
	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合(一般財源負担割合)は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである	A			
総合点	18.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
			B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)			
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)			

7 2次評価(部局長評価)

評価日(平成21年 9月 11日)

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	建築基準法に基づく法定事務であり、法の目的である「生命、健康、財産の保護を図り公共の福祉に資する」事であり事業を継続して取り組む必要がある。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--